

第1条（会員）

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社をカネボウ化粧品及び傘下の販売店（以下総称して「カネボウ」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

(1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（カネボウ及びカネボウと特約している加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・リボルビング払いです。

(2) (1)の2回払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・リボルビング払いを指定した場合の支払回数・実質年率等は次の通りです。

① 2回払い

手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は2ヵ月とします。

② ボーナス一括払い

手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は2ヵ月から5ヵ月とします。

③ 均等分割払い

支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。ただし、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。

支 払 回 数 (回)	3	5	6	10	12	15
支 払 期 間 (カ 月)	3	5	6	10	12	15
実 質 年 率 (%)	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87
利用代金100円あたりの手数料の額 (円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20

支 払 回 数 (回)	18	20	24	30	36
支 払 期 間 (カ 月)	18	20	24	30	36
実 質 年 率 (%)	14.93	14.95	14.96	14.91	14.82
利 用 代 金 1 0 0 円 あ た り の 手 数 料 の 額 (円)	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

（例）利用代金100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手数料 100,000円×6.80円／100円＝6,800円

支払総額 100,000円＋6,800円＝106,800円

④ リボルビング払い（元利均等定額方式）

会員があらかじめ指定した支払コースに応じて下記に定める額をお支払いいただきます。その支払額には締切日の利用残高に対する年15.00%（実質年率）の手数料を含みます。ただし、平成19年7月10日以前利用分については、当該利用残高に対して年11.88%（実質年率）の手数料となります。なお、支払コースに対するリボルビング払いの利用可能枠は下記の通りとします。利用残高が下記リボルビング払いの可能枠又は、セディナCFカード会員規約第6条に定める利用可能枠を超過した場合はその一部と所定支払額を合算し支払うものとします。

支 払 コ ー ス	A	B	C	D	E	F	G
毎 月 の 支 払 額	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円	20,000円
利 用 可 能 枠	10万円			20万円			30万円

(例) Aコースの場合 利用残高50,000円の場合

毎月の支払額 3,000円 ((2)－④の表による)

手数料充当額 $50,000円 \times 15.00\% / 12ヵ月 = 625円$

利用代金充当額 $3,000円 - 625円 = 2,375円$

第4条 (規約の適用等)

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号